

令和4年度 常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画に係る具体的な取組の実施状況について（報告）

取組項目	不正発生要因及びその内容	具体的な取組内容	取組状況のチェック	実施状況（令和5年3月末時点）
(1) 責任体系の明確化 公的研究費の運営及び執行管理に関する責任体系を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に各責任者の責任と権限の明確化を図るため不正防止計画を改定したが、全責任者に具体的な役割が浸透するまでにはさらなる努力が必要と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各責任者の具体的な役割を浸透させるため、具体的な役割を明確に示して、一層の周知を図る。 	実施済	<ul style="list-style-type: none"> 第2回啓発活動（令和4年7月実施）において、構成員に対し関係規程を配布し、周知を図った。
(2) 適正な運営及び執行管理の環境整備 公的研究費の事務処理に係るルールの明確化・統一化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 研究制度、研究倫理及び研究費の適正な執行に対する教職員の理解不足が一部に見受けられる。 オンライン学会の参加に関する手続きについて、学内全体で統一されていないところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の内容の充実を図り、グループウェアやホームページを活用し、関係者に周知する。 オンライン学会の参加について、科研費での適正な費用負担の観点も踏まえながら、出張を要しない点を考慮した簡便な手続きに統一を図る。 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の体系的な整備を図る。 	<p>実施済</p> <p>実施済</p> <p>実施済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月に「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」の見直しを図り、グループウェア（groupsession）で周知を図った。 オンライン学会の参加手続き方法の統一を図り、また、関係する様式「学外活動届」をオンライン学会に対応するものに変更した。 新たに「一般財団法人公正研究推進協会」が提供している「APRINeラーニング」を導入し、また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の年次計画を策定し、体系的な整備を図った。
(3) 不正発生の要因の把握及び不正防止計画の策定 ・実施 公的研究費の執行における課題及び問題点を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査やモニタリングの結果から課題となった事項の改善を事務局全体で取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署が中心となり、内部監査やモニタリングの結果、課題をコンプライアンス教育や啓発活動に活用するなどして周知を図り、課題の改善に全学で取り組む。 	実施済	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査及びモニタリングの結果、明らかになった課題（オンライン学会の手続き方法等）を令和4年度不正防止計画に盛り込み、課題改善に取り組んだ。
(4) 公的研究費の適正な執行管理 公的研究費の執行状況を的確に把握し、適正な執行管理をする。	<ul style="list-style-type: none"> 科研費の使用ルールで研究機関が資産として管理することとされている耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品について、法人への寄附手続きが行われていないものがあった。 研究費の執行が年度末に偏っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 確実に寄附手続きが行われるよう「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」における説明を改善する。 研究計画全体を見通して、研究費の計画的で効果的な執行が図られるよう注意喚起する。 	<p>実施済</p> <p>実施済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月に「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究費（公的研究費含む）執行の手引き」に寄附手続きについて明記し、グループウェア（groupsession）で周知を図った。 会計監査人の意見に従い、適切な資産管理の観点から、研究機関が管理すべき物品については、物品検収後速やかに寄附手続きを行い、特に年度終盤に購入した物品については、当該年度中に寄附手続きを済ませよう10月に再度注意喚起を行った。
(5) 情報発信・共有化の推進 学内の情報共有はもとより、本学の取組等の主体的な情報発信等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 本学における具体的な使用ルールや不正防止の取組に関する情報の発信が十分でないところが見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学内のグループウェアやホームページを活用し、関係規程等を周知する。 最高管理責任者等が実施した不正防止の取組の実績報告を取りまとめ、定期的に学内外に情報提供する。 公的研究費等不正に関する相談窓口・告発窓口の体制や運用方法を工夫し、機能を充実させる。 	<p>実施済</p> <p>実施済</p> <p>実施済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第2回啓発活動において、関係規程である「研究活動及び研究費等に関する取扱規程」、「不正に係る調査手続等取扱要項」、「研究データの保存及び公開に関する取扱内規」の周知を図った。 第1回啓発活動において、令和3年度不正防止計画に対する実施状況及び令和4年度不正防止計画を配布し、周知を図った。 文部科学省のガイドラインにあわせ、告発窓口（改正前 通報窓口）の名称を変更するとともに、相談窓口・告発窓口の案内を作成し、グループウェアやホームページを活用し、周知を図った。
(6) モニタリングの体制 実効性のあるモニタリング体制を整備するとともに、リスクアプローチの観点に立ったモニタリングを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングや内部監査の結果に基づき、本学固有の不正発生リスクに対する重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）の実施を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は不正発生要因の情報を的確に内部監査部門に提供するとともに、内部監査部門は、その情報を監査計画に適切に反映させて、内部監査の充実を図る。 内部監査部門は、監事及び会計監査法人との連携を強化し、必要な情報提供及び定期的な意見交換を行う。 	<p>実施済</p> <p>実施済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は1月にモニタリングを実施し、その結果を速やかに内部監査部門へ提供するとともに、内部監査部門は、その情報に基づいて監査計画を作成のうえ内部監査を実施した。内部監査の指摘事項については、令和5年度不正防止計画に盛り込み取り組む予定。 内部監査部門は、前年度の公的研究費の執行状況に関する内部監査結果を踏まえて、2月に重点項目を定めた当年度の執行状況の内部監査を行った。